

令和3年度自動車交通騒音調査

■ 騒音測定結果

路線名	昼間		夜間		調査地点
さいたま鴻巣線	67		61		荒井1丁目
	◎	○	◎	○	
下石戸上菖蒲線	67		60		本町8丁目
	◎	○	◎	○	

上段: 等価騒音レベル L_{Aeq} (単位dB)

下段左欄: ◎環境基準を達成、×環境基準を超過 下段右欄: ○要請限度の範囲内、×要請限度を超過

※環境基準、要請限度は「幹線道路を担う道路に隣接する空間の特例値」を適用

昼間	環境基準70dB以下	要請限度75dB以下
夜間	環境基準65dB以下	要請限度70dB以下

◆ 等価騒音レベル

時間的に変動する騒音の、騒音レベルのパワー平均値を表します。

◆ 環境基準

人の健康を維持し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましいとされている基準のことです。

◆ 要請限度

「騒音規制法」に定められた自動車交通騒音の限度のことです。この要請限度を超えた場合、都道府県知事は、道路管理者に対して騒音防止のための道路構造の改善などの措置をとるよう要請したり、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請することができます。

■ 面的評価結果

面的評価とは、幹線交通を担う道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点において等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて、評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音騒音レベルの推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。

路線名	調査対象戸数	環境基準達成率(%)
さいたま鴻巣線	151	100
下石戸上菖蒲線	641	99.3